

岐阜県公報

第 二 千 二 百 三 十 四 号
平成 二 十 三 年 三 月 二 十 二 日
(火曜日)

目 次

公安委員会規則

○ 交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (地域課) 一〇二〇ページ

○ 岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則 (交通規制課) 一〇二〇

告 示

○ 牛の結核病の検査の実施 (畜産課) 一〇二一

○ 牛のブルセラ病の検査の実施 (同) 一〇二一

○ 牛のヨーネ病の検査の実施 (同) 一〇二一

○ 死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施 (同) 一〇二二

○ 牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チユウザン病及び牛流行熱の検査の実施 (同) 一〇二二

○ 馬伝染性貧血の検査の実施 (同) 一〇二三

○ 豚のオースキー病の検査の実施 (同) 一〇二三

○ 家さんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施 (同) 一〇二三

○ みつばちの腐蛆病の検査の実施 (同) 一〇二四

○ 車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (道路維持課) 一〇二四

○ 車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定 (同) 一〇二四

○ 保安林の指定予定 (下呂農林事務所) 一〇二五

選挙管理委員会告示

○ 個人演説会等を開催することができる施設の所在地等の変更 (選挙管理委員会) 一〇二五

○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し (同) 一〇二七

○ 農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し (同) 一〇二七

公 示

○ 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課) 一〇二七

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 一〇二八

○ 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 一〇三〇

規 則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第三号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜北の部則武同の項中、「正木北町」を「正木西町、正木南一・二丁目、正木北町」に改め、同表下呂の部署所在地同の項中、「萩原町上呂（萩原町上上呂を除く。）」を削る。

別表三の表恵那の部武並同の項中、「武並町竹折」の下に、「武並町新竹折」を加え、同表下呂の部尾崎同の項中、「上上呂に限る。」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三一般国道二十一号の項中、「可児市柿田字池尻九七五番一地先」を「可児郡御嵩町井尻字丸山一六番一地先」に、「同 市」を「可児市」に改め、同表一般国道百五十八号の項に次のように加える。

郡上市白鳥町向小駄良字元番所二二五番一〇地先から

同 市同 町同 字同 二二六番四地先まで

郡上市白鳥町向小駄良字桜下一三五番一一地先から

同 市同 町同 字同 二二二番五地先まで

別表第三一般国道三百六十五号の項に次のように加える。

一般国道四百十七号

大垣市中野町二丁目七〇番地先から

同 市池尻町二二〇七番一地先まで

大垣市赤坂町二二〇一番地先から

揖斐郡揖斐川町和田字井ノ下四五六番一地先まで

別表第三県道岐阜関ヶ原線の項中、「揖斐郡池田町八幡字北出九四五番一地先」を「揖斐郡池田町片山字市場一九五六番一地先」に改め、同表県道養老平田線の項に次のように加える。

県道赤坂垂井線

大垣市池尻町二二〇七番一地先から

同 市赤坂新田二丁目一五〇番一地先まで

別表第三安八海津線の項に次のように加える。

県道荒尾笠縫線

大垣市熊野町一〇七一番一地先から

同 市同 町三一五番一地先まで

別表第三岐阜市道の項に次のように加える。

大垣市道

大垣市福田町字豆田二二番一地先から

同 市熊野町字石橋三〇七番一地先まで

大垣市赤坂新田二丁目七〇番地先から

同 市赤坂東町四二番一地先まで

別表第三各務原市道の項に次のように加える。

各務原市三井町二丁目七二番一地先から

同 市小佐野町四丁目一一五番一地先まで

各務原市小佐野町四丁目一四七番一地从先から
同 市同 町六丁目六五番一地从先まで
各務原市小佐野町六丁目六五番一地从先から
同 市同 町五丁目二五六番地先まで

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百七十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の結核病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛の結核病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、本巣郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定す

る結核病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のブルセラ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち過去二年以内（平成二十一年度及び平成二十二年度内）に検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、本巣郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するブルセラ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ－ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨ－ネ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上市、飛騨市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡、大野郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨ－ネ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

中和試験

五 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所管家畜保

健康生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

2 1 に該当する馬のほか、家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する馬伝染性貧血の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

健康生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオースキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚のオースキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖豚及び繁殖候補豚

その他、家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法

2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち（所管家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

健康衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に应じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	指 定 年 月 日
	大垣市赤坂町二二〇一番地先から		

一般国道	一般国道	一般国道	一般国道
四百十七号	四百十七号	岐 阜 線	岐 阜 線
揖斐郡揖斐川町和田字井ノ下四五六番二地先まで	大垣市中野町二丁目七〇番地先から同 市池尻町二二〇七番一地先まで	同 郡同 町片山字市場一九五六番一地先まで	同 市赤坂新田一丁目一五〇番一地先まで
平成三・四・一	平成三・四・一	同	同

岐阜県告示第百八十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	指 定 年 月 日
一般国道	四百十七号	大垣市中野町二丁目七〇番地先から同 市池尻町二二〇七番一地先まで	平成三・四・一
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町和田字井ノ下四五六番二地先まで	同

岐阜県告示第百八十五号		
二 通行方法		
一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。		
1 走行位置の指定		
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りしめるためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。		
2 後方警戒措置		
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。		
3 道路情報の収集		
道路の状況は、工事の実施状況等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。		
岐阜県告示第百八十五号		

岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号	岐阜県告示第百八十五号
岐阜県告示第百八十五号		

宮城県災害対策本部
宮城県 大 会 場 審 査 員

1 所在地を変更した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地		収容人員
美 濃 市	美濃市文化会館	変更後	美濃市45番地 3	612 人
		変更前	美濃市45番地の 3	
	羽島市足近コミュニティ イセンター集会所	変更後	羽島市足近町 7 丁目66番 地 1	60 人
		変更前	羽島市足近町 7 丁目66番 地の 1	
	羽島市下中コミュニティ イセンター集会所	変更後	羽島市下中町城屋敷318 番地 1	60 人
		変更前	羽島市下中町城屋敷318 番地の 1	
	羽島市桑原コミュニティ イセンター集会所	変更後	羽島市桑原町大須 2 丁目 70番地	60 人
		変更前	羽島市桑原町大須377番 地の 2	
	羽島市正木コミュニティ イセンター集会所	変更後	羽島市正木町坂丸 4 丁目 54番地 2	100 人
		変更前	羽島市正木町坂丸 4 丁目 54番地の 2	
	羽島市福寿コミュニティ イセンター集会所	変更後	羽島市福寿町本郷909番 地 2	100 人
		変更前	羽島市福寿町本郷909番 地の 2	
	羽島市堀津コミュニティ イセンター集会所	変更後	羽島市堀津町593番地 1	40 人
		変更前	羽島市堀津町593番地の1	
	はしまコミュニティイセ	変更後	羽島市下中町城屋敷318	100 人

センター多目的ホール

	変更後	番地 1
	変更後	羽島市下中町城屋敷318 番地の 1

本 巢 市

本巢市糸貫老人福祉セ
ンター大会議室

変更前	変更後	本巢市三橋1101番地 6
変更後	変更後	本巢市三橋1101番地 8

本巢市糸貫体育センタ
ー

変更前	変更後	本巢市三橋1101番地 6
変更後	変更後	本巢市三橋1101番地 7

根尾文化センター大ホ
ール

変更前	変更後	本巢市根尾版所625番地 1
変更後	変更後	本巢市三橋1101番地 7

大 野 町

大野町川合地区農村集
落多目的施設

変更前	変更後
揖斐郡大野町大字桜大門 529番地2	

大野町豊木地区農業構
造改善センター

変更前	揖斐郡大野町大字公郷
-----	------------

大野町鷺地区農村集落
多目的施設

	34番地
--	------

大野町富秋地区農業構
造改善センター

変更後	揖斐郡大野町大字稲富 842番地の2
-----	-----------------------

2 収容人員を変更した施設

市町村名	施設 の 名 称	収容人員	

飛 騨 市	飛騨市友雪館 アリーナ	収 容 後	308 人
		収 容 前	400 人
坂 祝 町	西館	収 容 後	500 人
		収 容 前	400 人

岐阜県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
可 児 市	可児市市民センター	可児市広見 661 番地 2
海 津 市	海津市勤労青少年ホーム軽運動場	海津市平田町今尾 4441 番地 1

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったので、その旨告示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
可 児 市	可児市市民センター	可児市広見 661 番地 2
海 津 市	海津市勤労青少年ホーム軽運動場	海津市平田町今尾 4441 番地 1

公 示

。大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年三月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

スーパー三心つずら店

岐阜市東鷺三丁目六〇番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

。大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

する。

なお、その意見書は平成二十三年三月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームセンターバロー各務原インター店
各務原市小佐野二丁目二番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

。大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年三月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

アピタ北方店
本巣郡北方町平成二丁目三番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市東町、玉宮町、玉森町、西玉宮町及び羽根町の全部、並びに神田町、清住町、金宝町、金町、住ノ江町、長住町、長旗町及び東金宝町の一部（駅北第三調査区）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（東町、玉宮町、玉森町、西玉宮町及び羽根町の全部、並びに神田町、清住町、金宝町、金町、住ノ江町、長住町、長旗町及び東金宝町の一部）の地籍図
岐阜県岐阜市（東町、玉宮町、玉森町、西玉宮町及び羽根町の全部、並びに神田町、清住町、金宝町、金町、住ノ江町、長住町、長旗町及び東金宝町の一部）の地籍簿
五 認証年月日

平成二十三年三月二十二日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市北八ツ寺町、杉山町、住吉町、鷹見町、端詰町、八ツ寺町、弥八町、今小町、今沢町、江川町、明德町、及び美江寺町の全部、並びに神田町、金町、及び若宮町の一部（駅北 第四調査区）

三 調査を行った期間 平成十八年度から平成二十二年 度 地図及び簿冊の名称 岐阜県岐阜市（北八ツ寺町、杉山町、住吉町、鷹見町、端詰町、ハツ寺町、弥八町、今小町、今沢町、江川町、明徳町、及び美江寺町の全部、並びに神田町、金町、及び若宮町の一部）の地籍図 岐阜県岐阜市（北八ツ寺町、杉山町、住吉町、鷹見町、端詰町、ハツ寺町、弥八町、今小町、今沢町、江川町、明徳町、及び美江寺町の全部、並びに神田町、金町、及び若宮町の一部）の地籍簿 五 認証年月日 平成二十三年三月二十二日 ○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 平成二十三年三月二十二日 岐阜県知事 古 田 肇	一 調査を行った者の名称 恵那市 二 調査を行った地域 岐阜県恵那市三郷町佐々良木の一部（佐々良木1） 三 調査を行った期間 平成十八年度から平成二十一年 度 地図及び簿冊の名称 岐阜県恵那市（三郷町佐々良木の一部）の地籍図 岐阜県恵那市（三郷町佐々良木の一部）の地籍簿 五 認証年月日 平成二十三年三月二十二日
○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 平成二十三年三月二十二日 岐阜県知事 古 田 肇 一 調査を行った者の名称 下呂市 二 調査を行った地域 岐阜県下呂市御厩野の一部（御厩野6） 三 調査を行った期間 平成十九年度から平成二十二年 度 四 地図及び簿冊の名称 岐阜県下呂市（御厩野の一部）の地籍図 岐阜県下呂市（御厩野の一部）の地籍簿 五 認証年月日 平成二十三年三月二十二日 ○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 平成二十三年三月二十二日 岐阜県知事 古 田 肇	一 調査を行った者の名称 海津市 二 調査を行った地域 岐阜県海津市南濃町津屋の一部（津屋） 三 調査を行った期間 平成十三年度から平成二十一年 度

				四 地図及び簿冊の名称 岐阜県海津市南濃町（津屋の一部）の地籍図 岐阜県海津市南濃町（津屋の一部）の地籍簿 五 認証年月日 平成二十三年三月二十二日 ○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 平成二十三年三月二十二日 岐阜県知事 古 田 肇			
				一 調査を行った者の名称 加茂郡白川町 二 調査を行った地域 岐阜県加茂郡白川町大字河岐の一部（河岐） 三 調査を行った期間 平成二十一年度から平成二十二年度 四 地図及び簿冊の名称 岐阜県加茂郡白川町（大字河岐の一部）の地籍図 岐阜県加茂郡白川町（大字河岐の一部）の地籍簿 五 認証年月日 平成二十三年三月二十二日			
開発許可（変更許可） 番号 及び 年月 日 岐阜県指令岐建築第二号 の二五 平成二一・三・四				開発区域又は工区に含まれる 地域 的名称 羽島市正木町坂丸二丁目七七番一及び 七八番			
				公共施設の 種類 道路			
				公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による			
				開発許可を受けた者の住所及び氏名 羽島市正木町坂丸二丁目九七番地 特定非営利活動法人岐阜羽島ボランティア協 会			
				○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 平成二十三年三月二十二日 岐阜県知事 古 田 肇			
				一 調査を行った者の名称 加茂郡白川町 二 調査を行った地域 岐阜県加茂郡白川町大字赤河の一部（赤河 一、 二） 三 調査を行った期間 平成十九年度から平成二十二年度 四 地図及び簿冊の名称 岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍図 岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍簿 五 認証年月日 平成二十三年三月二十二日 ○ 開発行為の工事の完了 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。 平成二十三年三月二十二日 岐阜県知事 古 田 肇			

					同 岐 建 築 第 二 八 号 の 二 同 二 二 ・ 五 ・ 二 四				理 事 長 川 合 宗 次
					同 西 建 築 第 五 四 号 の 四 同 二 二 ・ 三 ・ 一 九 同 西 建 築 第 六 六 号 の 八 同 二 二 ・ 九 ・ 三 〇 同 西 建 築 第 六 六 号 の 二 三 同 二 三 ・ 一 ・ 二 七	海 津 市 海 津 町 鹿 野 字 西 縄 二 二 七 一 番 一 、 一 二 七 一 番 一 、 一 二 七 二 番 一 、 一 二 二 八 五 番 一 の 一 部 、 一 二 八 六 番 一 から 一 二 二 八 八 番 一 まで 及 び 一 三 〇 二 番 一	道 路	同	福 井 県 坂 井 市 丸 岡 町 下 久 米 田 三 八 字 三 三 番 ゲ ン キ ー 株 式 会 社 代 表 取 締 役 藤 永 賢 一
					同 西 建 築 第 六 三 号 同 二 二 ・ 一 一 ・ 二 四 同 西 建 築 第 六 六 号 の 二 四 同 二 三 ・ 二 ・ 一 〇	安 八 郡 安 八 町 南 今 ヶ 渚 字 中 筋 五 六 一 番 一 及 び 五 六 二 番 一	道 路	同	安 八 郡 安 八 町 大 森 四 二 三 番 地 二 金 森 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 金 森 豊

平成二十三年三月二十一日発行

発行所者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一ー

ブイ・アール・テクノセンター